

地方独立行政法人評価委員会の業務（概要）

■前提

- 札幌市が設立する地方独立行政法人は、「公立大学法人札幌市立大学」のみであるため、評価委員会は同法人に係る業務のみを行う。
- 公立大学の業務は6年間の中期目標（市作成）・中期計画（大学作成）に基づいて、実施する。

■中期目標・計画期間サイクル

第三期	第四期中期目標・計画期間						第五期
6年目 (R5年度)	1年目 (R6年度)	2年目 (R7年度)	3年目 (R8年度)	4年目 (R9年度)	5年目 (R10年度)	6年目 (R11年度)	1年目 (R12年度)
③目標・計画	②期末評価	(⑤意見交換)	(⑤意見交換)	(⑤意見交換)	①中間評価 (⑤意見交換)	③目標・計画 (⑤意見交換)	②期末評価
		業務内容					時期
①中間評価		中期期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価					6年ごと
②期末評価		中期期間における業務の実績に関する評価					6年ごと
③中期目標・計画		次期中期目標・計画に関する意見申出					6年ごと
④役員報酬等に対する意見申出		法人の役員に対する報酬等の基準変更に係る意見申出					随時
⑤その他意見交換等		中間評価・期末評価に向けた業務実績に関する意見交換					随時